

東久留米市無電柱化推進計画〔概要版〕

市では、下表のとおり 9 路線延長約 7.0 km を無電柱化計画路線として位置付けます。

| 番号 | 路線区分 | 路線名 | 延長 | 想定事業期間 |
|----|--------|---|--------|--------------|
| 1. | 現道 | 市道 103 号線、市道 103-1 号線、市道 103-3 号線（さいわい通り） | 0.7 km | 8 年 |
| 2. | 現道 | 市道 105-1 号線、市道 105-4 号線（下里本邑通り、さいわい通り） | 1.1 km | 9 年 |
| 3. | 現道 | 市道 106-2 号線（新所沢街道） | 1.2 km | 9 年 |
| 4. | 現道 | 市道 107-1 号線（滝山中央通り） | 1.0 km | 9 年 |
| 5. | 都市計画道路 | 東村山 3・4・20 号線（都道 24～埼玉県境） | 0.5 km | 計画期間内に完了を目指す |
| 6. | 都市計画道路 | 東村山 3・4・13 号線①（東村山 3・4・18～本町四丁目） | 0.5 km | |
| 7. | 都市計画道路 | 東村山 3・4・13 号線②（都道 234～埼玉県境） | 1.0 km | |
| 8. | 都市計画道路 | 東村山 3・4・21 号線①（小平市境～東村山 3・4・4） | 0.3 km | |
| 9. | 都市計画道路 | 東村山 3・4・21 号線②（東村山 3・4・12～東村山 3・4・13） | 0.7 km | |

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

市では以下の施策を実施し、総合的かつ計画的に無電柱化を進めていきます。

施策 1 低コスト手法の検討

電線共同溝の整備には多額の費用がかかることから「浅層埋設」や経済性・施工性に優れた管路材料の採用などにより低コスト手法を用いた無電柱化を検討します。



出典：「東京都無電柱化計画」より

施策 2 占用制限制度の適切な運用

市内の啓開道路等について、新設電柱の占用を制限する措置の実施を検討します。

施策 3 都道における無電柱化の推進

市内の幹線道路の多くは都道であることから、道路管理者である東京都に第一次緊急輸送道路などの無電柱化に向けた協力を要請します。

施策 4 補助制度を活用した財源確保

国の社会資本整備総合交付金や東京都の『東京都無電柱化チャレンジ支援事業』等の補助制度を最大限に活用し、財源を確保しながら事業の執行に努めます。また、国や東京都に対して、補助率の引き上げや補助対象の拡大など補助制度の拡充を要望します。

問い合わせ先

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
 東久留米市 都市建設部 道路計画課 道路交通計画係
 Tel 042-470-7777 Fax 042-470-7809

1. 無電柱化推進計画策定の趣旨

近年の災害の激甚化・頻発化や高齢化社会の到来などに加え、東京オリンピック・パラリンピックを機とした訪日外国人を含めた観光需要の増加などを背景に、無電柱化は、防災性の向上、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等の観点から、必要性・重要性が高まっています。

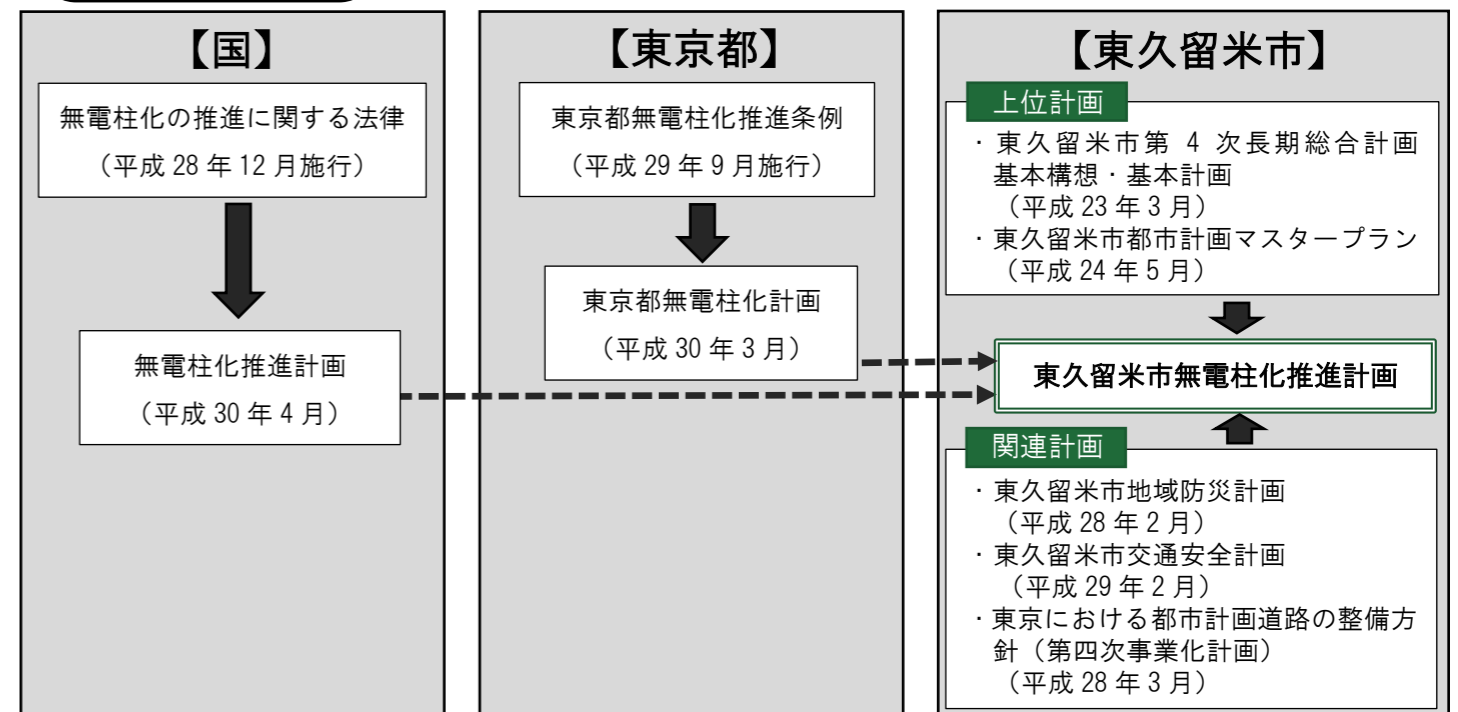
このような状況を踏まえ、平成 28 年 12 月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」第 8 条第 2 項に基づき、市内の無電柱化を総合的・計画的に推進するため、「東久留米市無電柱化推進計画」を策定します。

本計画は、国・東京都の無電柱化に関する計画を基本とし、市のまちづくりや都市計画に関する上位計画及び関連計画を踏まえて定めるものです。



台風第 21 号による電柱倒壊 大阪府泉南市
 台風第 21 号（平成 30 年 9 月） 出典：国土交通省 HP より
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001086.html

計画の位置づけ



2. 東久留米市における無電柱化の現状

市内では、東久留米駅西口から南西方向へ向かう市道 104-1 号線（まろにえ富士見通り）のように無電柱化されている道路もありますが、その多くは都道であり、市道の無電柱化率は 0.4%にとどまっております。これは、都内区市町村道の無電柱化率 2%^{※1}（平成 26 年度時点）に対して、低い水準にあります。

| 区分 | 市道総延長 | 無電柱化済み道路延長 | 無電柱化率 |
|------------------|------------------------|------------|-------|
| 市道 ^{※2} | 231.0 km ^{※3} | 0.9 km | 0.4% |



※1 「東京都無電柱化計画」より ※2 東久留米市が管理する道路 ※3 「東京都道路現況調査 平成 29 年度」より

3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

本計画では、国が策定した「無電柱化推進計画」及び東京都が策定した「東京都無電柱化計画」を基本とし、「東久留米市都市計画マスタープラン」、「東久留米市地域防災計画」、「東久留米市交通安全計画」などの市の関連計画を踏まえ、以下の3つの基本方針と2つの整備方針を定めます。

基本方針1 都市防災機能の強化（防災）

災害時の電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、消火・救助・救急等の応急活動の円滑化を図ります

基本方針2 安全で快適な歩行空間の確保（安全・快適）

歩道内の電柱をなくし、児童や高齢者等、だれもが安全・快適に利用できる歩行空間の確保を図ります

基本方針3 良好な都市景観の創出（景観）

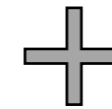
視界を遮る電柱や電線をなくし、美しい街並みの創出を図ります

整備方針1 電線共同溝方式を基本とした整備

電線共同溝方式による整備を基本とし、現道ではバリアフリー化との一体的な整備を図ります

整備方針2 都市計画道路事業との同時整備

都市計画道路事業と同時に整備することで効率的な無電柱化を推進し、無電柱化ネットワークの形成を図ります



4. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標

(1) 無電柱化推進計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成53年度（2041年度）まで（23年間）

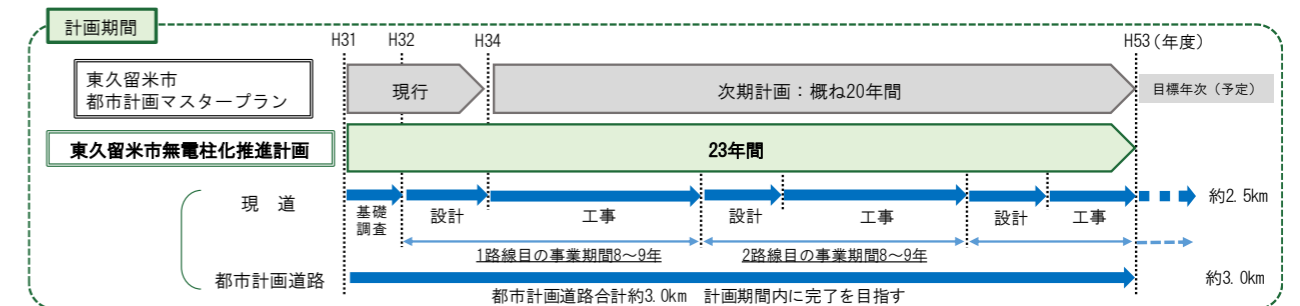
※国及び東京都の無電柱化推進計画の動向や社会情勢の変化などに適切に対応するため、概ね10年を目途に中間見直しを行います。

(2) 無電柱化の推進に関する目標

平成53年度（2041年度）までに市道の無電柱化率0.4%から2.7%に向上させることを目標とします。

(3) 無電柱化計画路線（優先的に無電柱化を推進していく路線）

基本方針1～3及び整備方針1・2に基づき、目標の達成に向けて優先的に無電柱化を推進していく路線を市道の中から下記のとおり選定しました。



現道

一次選定指標

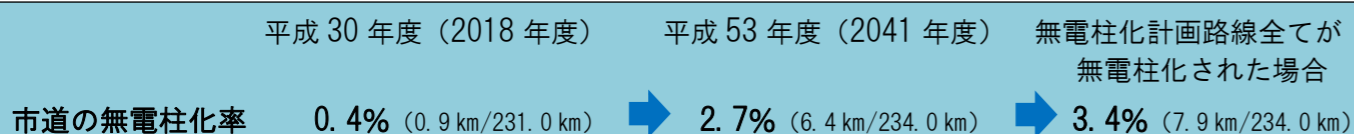
- 防災（啓開道路）
- 安全・快適（小学校周辺の通学路）
- 景観（駅周辺の地区計画区域内の道路など）

無電柱化候補路線（54路線・約22.2km）

二次選定指標

- 防災（災害拠点を結ぶ道路）
- 安全・快適（ヒヤリハットの多い通学路など）
- 景観（駅周辺の人通りが多い道路）
- ネットワーク（無電柱化済み路線と接続する道路など）
- 電線共同溝方式による整備が可能（歩道幅員2.5m以上の道路）

無電柱化計画路線（9路線・約7.0km）現道4路線 約4.0km、都市計画道路5路線 約3.0km



都市計画道路(未整備)

効率的な整備の観点から
下記路線を選定

- 事業中路線^{※1}（1路線）
- 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）における市施行の優先整備路線^{※2}（4路線）

※1 みちづくり・まちづくりパートナー事業として事業中の東村山3・4・5号線は、都道のため対象外
※2 平成37年度（2025年度）までに優先的に事業着手することを目標とした都市計画道路

